

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が平成30年2月2日29精保第1636号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、結論において妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、平成28年度退院請求ホットライン受付簿（以下「本件保有公文書」という。）に記載されている審査請求人の個人情報である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件保有公文書に記載された審査請求人以外の個人に関する情報（以下「本件不開示部分」という。）について、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年12月15日付けで、実施機関に対し、本件個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、平成30年2月2日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成30年2月3日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、平成30年3月9日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 退院・処遇改善請求のような措置入院者の人権に関する事案を主治医からの意見を参考にすることなく審査することに対して精神保健福祉上問題があると思う。

- (2) 私に関する件で各機関と公平性のある適切なやりとりがなされていたのか把握するため、全開示を求める。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

審査請求人以外の個人に関する情報を開示することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第14条第1項第1号に該当し不開示としたものである。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容について

本件個人情報は、本件保有公文書に記載された審査請求人の個人情報である。

本件保有公文書は、平成28年度において、精神科病院に入院中の者又はその家族等から、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。）第38条の4に基づく退院等の請求が電話でなされた際に、実施機関の職員が作成したものであり、「日付」、「医療機関名」、「入院形態」、「電話の相手方」、「本人」、「家族その他」、「相談に対する返答内容」の欄から構成され、審査請求人及び審査請求人以外の個人に関する情報が連記式で記載されている。

(2) 条例第14条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人情報が含まれている場合において、これを開示すると、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することとなり、それによって、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする要件を定めたものである。

開示請求に係る個人情報の中に開示請求者以外の個人に関する情報が含まれる場合には、例えば、BがAの行為等について相談したことについてAが開示請求する場合などが考えられる。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいう。

この場合の判断に当たっては、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合、何人でもこれを知り得る情報である場合

は、基本的には、正当な利益を害することにはならない。

イ 該当性の判断

当審議会が見分したところ、本件保有公文書には、審査請求人及び審査請求人以外の個人に関する情報が連記式で記載されており、実施機関が不開示とした部分には、審査請求人以外の個人に関する情報が記載され、審査請求人に関する情報は含まれていないことが認められた。

本来であれば、本件開示請求に係る個人情報、本件保有公文書に記載された情報のうち、開示請求者である審査請求人に関する情報が記載された部分のみであり、実施機関が不開示とした部分については、本件開示請求に係る個人情報の中に含まれる開示請求者以外の個人に関する情報には該当しない。

したがって、実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報は、実際には本件個人情報には当たらないのであって、本件開示請求に対する決定の対象外とすべきであったと判断される。

そうすると、このようにそもそも本件開示請求の対象ではない本件不開示部分については、本号該当性を判断するまでもなく、審査請求人に対して開示されなかったことは当然であるといえる。

また、結果的に本件個人情報については全て開示されていることを踏まえると、実施機関が本件決定を取り消し改めて条例第17条第1項の規定により本件個人情報の全部を開示する旨の決定を行うことに実益はないことから、本件決定は結論において妥当というべきである。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。